

平成22年度活動火山対策事業説明資料  
(2月追加補正分)

(部局：福祉保健部)

事業名	災害救助法に伴う救助費		
新規・既定の別	新規・既定	担当所属	福祉保健課
<p><b>1 事業の目的</b> 新燃岳噴火による災害救助法適用の可能性があるため、災害救助法に基づく救助に必要な経費を措置する。</p> <p><b>2 事業の概要</b></p> <p>(1) 補正額 113,048千円</p> <p>(2) 事業期間 平成22年度</p> <p>(3) 事業主体 県</p> <p>(4) 事業内容 被災者の救助に必要な以下の経費を支弁する。</p> <p>① 災害救助法が適用となった場合、市町村が行う避難所の設置や炊き出しなどに要する経費</p> <p>② 備蓄物資の購入経費等</p>			

**平成22年度活動火山対策事業説明資料**  
(2月追加補正分)

(部局：環境森林部)

事業名	新燃岳降灰しいたけ被害対策事業		
新規・既定の別	新規・既定	担当所属	山村・木材振興課
<p><b>1 事業の目的</b></p> <p>新燃岳の降灰によるしいたけへの被害を防止するため、降灰を除去するための機器の導入等に対する支援を行い、しいたけ農家の経営の安定を図る。</p> <p><b>2 事業の概要</b></p> <p>(1) 予算額      10,380千円</p> <p>(2) 事業期間    平成22年度</p> <p>(3) 事業主体    市町村、林業者等の組織する団体等</p> <p>(4) 事業内容</p> <p>① 補助対象者 降灰被害の認められる地域において一定規模以上のしいたけ生産を行う者</p> <p>② 補助率 県1/2</p> <p>③ 補助対象の機器等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほだ木の洗浄や灰を除去するための洗浄機、エンジンプロア等</li> <li>・ しいたけやほだ木を保護するための被覆資材</li> </ul>			

# 平成22年度活動火山対策事業説明資料

## （2月追加補正分）

（部局：農政水産部）

事業名	<b>新</b> 活動火山降灰緊急営農対策事業		
新規・既定の別	(新規)・既定	担当所属	農産園芸課
<p><b>1 事業の目的</b>            新燃岳の降灰による農作物の被害を防止・軽減するため、降灰防止施設や降灰除去機械等の整備に対する支援を行い、農家経営の安定を図る。</p> <p><b>2 事業の概要</b></p> <p>(1) 予算額      199,662千円</p> <p>(2) 事業期間    平成22年度</p> <p>(3) 事業主体    営農集団、農業協同組合</p> <p>(4) 事業内容</p> <p>① 国庫補助事業（補助率 国50/100、県10/100）            降灰の被害を防止する被覆施設、作物に付着した降灰を洗浄する機械の整備に対し支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降灰防止被覆施設</li> <li>・ 茶生葉洗浄脱水機</li> </ul> <p>② 県単独事業（補助率 活動火山指定地域：県60/100、            活動火山指定地域外：県50/100）</p> <p>①の国庫補助事業の対象とならない地域及び品目等を対象に降灰を除去・洗浄する機械の整備に対し支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茶生葉洗浄脱水機</li> <li>・ たばこ降灰洗浄機</li> <li>・ 果樹スピードスプレーヤー</li> </ul>			

# 平成22年度活動火山対策事業説明資料

## （2月追加補正分）

（部局：農政水産部）

事業名	みんなで作るいきいきふるさと事業		
新規・既定の別	新規・ <b>既定</b>	担当所属	農村整備課
<p><b>1 事業の目的</b></p> <p>新燃岳の噴火による降灰被害は広範囲で程度も様々なことから、災害復旧事業には該当しないものの農業の継続に支障がある農道や水路等の農業用施設等の降灰除去対策について、農村集落の共同活動や市町村・土地改良区が行う除灰対策に対する支援を行い、施設機能の維持を図るとともに、地域の農業生産活動の継続に資する。</p> <p><b>2 事業の概要</b></p> <p>(1) 補正額      28,620千円</p> <p>(2) 事業期間    平成22年度</p> <p>(3) 事業主体    市町村等</p> <p>(4) 事業内容</p> <p>① 補助対象施設 市町村以外が管理する農業用施設等</p> <p>② 補助率 県1／2</p> <p>③ 補助対象経費</p> <p>ア 集落共同降灰除去活動 集落の農業者をはじめとする地域住民が、農村地域内の農道や用排水路等に堆積した降灰の除去等を共同して行う活動に要する経費 (共同活動作業に必要な資材、機械のリース料等)</p> <p>イ 農道等降灰除去対策 降灰による農業生産活動等への影響を極力軽減させるため、ほ場内の農道や水路等の土地改良施設等の降灰除去に要する経費</p>			

